

公共施設等運営権制度の創設等に係る規制の事前評価書

政策の名称	公共施設等運営権制度の創設等
法令（案）の名称	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
担当部局	政策統括官（経済社会システム）民間資金等活用事業推進室 （参事官：上田洋平） 電話番号：03-3581-9680 e-mail：i.pfi001@cao.go.jp
評価実施時期	平成23年3月

1 政策の名称

公共施設等運営権制度の創設等

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

新成長戦略（平成22年6月18日）において、PFI事業規模について、少なくとも約10兆円以上（従来の事業規模の2倍以上）の拡大を目指すこと、及び、その実現のため、コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施することとされた。

今般の改正は、これを受けて、公共施設等運営権に係る制度の創設等の所要の措置を講ずるもの。

(2) 規制の内容

PFI事業について、資金調達の円滑化、自由度の高い運営を可能とすること等のため、公共施設等運営権（以下、運営権という）に係る制度の創設等に際し、以下について規定するもの。

① 公共施設等運営権の創設に伴う所要の措置

- a) 公共施設等運営事業の開始義務
- b) 公共施設等運営権実施契約の締結義務
- c) 公共施設等運営権者の料金の届出
- d) 公共施設等運営権の移転の許可
- e) 公共施設等運営権者に対する報告徴収、調査、指示及び公共施設等

運営権の取消し等

②欠格条項の創設

運営権の創設等を踏まえ、以下の者につき、PFI事業者の募集に応じられないこととする。

- ・ 法人でない者
- ・ 破産者
- ・ 運営権取消から5年以内の者
- ・ 役員の中に、破産者、成年被後見人等、禁固刑から5年以内の者、暴力団員等（暴力団員でなくなって5年以内の者を含む）、これらに該当する者が法定代理人である未成年者、のいずれかに該当する者があるもの
- ・ 暴力団員等が事業活動を支配する者
- ・ 親会社等及びその役員が上記に当たる場合

(3) 規制の必要性

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要があるが、現状では、これが十分に進まないおそれがある。そのため、PFI制度の拡充について、以下の措置等を講じる必要がある。

① 公共施設等運営権の創設に伴う所要の措置

今般創設する運営権は、一定期間、公共施設等の維持管理及び運営並びに利用料金を収受する権限を行使することができる権利であることから、公共施設等の適正な運営を担保するため、以下の措置を講じる必要。

- ・ 運営権の移転に際しては、反社会的勢力への移転や、実施方針に照らして適切でない移転を防ぐため、許可にかからしめる必要がある。
- ・ また、運営権が設定された施設の適切な維持管理・運営、利用料金の収受等がなされるよう、公共施設等の管理者等が運営権者に対して必要な指示及び運営権の取消を行えるようにするとともに、公共施設等運営権者の料金の届出、運営権実施契約の締結義務、公共施設等運営事業の開始義務を課すことにより、公共施設等の管理者等が必要な監督をできるようにしておく必要がある。

② 欠格条項の創設

今般の法改正において公共施設等運営権に関する制度が設けられ、民間事業者が公共施設等の管理者等に代わって公共施設等の維持管理及び運営を行うようになることに鑑み、民間事業者を選定する際の欠格事

由について規定する必要がある。

(4) 法令（案）の名称とその内容

法案の名称：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

法案の内容：

① P F I 事業に係る公共施設等の対象の拡大

P F I 事業の対象となる公共施設等に、賃貸住宅、移動施設（船舶など）を追加することとする。

② 民間事業者による提案制度の創設

民間事業者から公共施設等の管理者等（国、地方公共団体、独法等）に対する P F I 事業の提案制度を創設し、公共施設等の管理者等に提案に対する応答義務を課すこととする。

③ 欠格条項の創設

運営権の創設等を踏まえ、反社会的勢力等につき、P F I 事業者の募集に応じられないこととする。

④ P F I 事業の実施の見通し、契約の内容に関する情報公開

公共施設等の管理者等は、当該年度の P F I 事業の実施の見通しに関する事項や契約の内容に関する事項を公表しなければならないこととする。

⑤ 公共施設等運営権の創設

i) 公共施設等の管理者等は、公共施設等のうち利用料金を徴収するものについて、一定期間、当該施設の維持管理・運営を行う権利（＝公共施設等運営権）を選定した事業者を設定することができることとする。

ii) 公共施設等運営権は譲渡及び抵当権の目的となることとし、物権とみなして不動産に関する規定を準用する。また、公共施設等運営権は公共施設等の管理者等の許可を得なければ譲渡できないこととする。

iii) 公共施設等運営権の創設に伴い、その登録制度を設けることとする。

3 想定される代替策

運営権の設定に係る手続について、公共施設等の管理者等の定める入札要綱や選定事業者との間の契約等において取り決めることとすることが考えられる。また、欠格条項を設けず、公共施設等の管理者等の策定する入札要綱等で応募要件を定めることとすることが考えられる。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

<本対策案>

P F I 事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。

<代替案>

P F I 事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。

【行政費用】

<本対策案>

P F I 事業を行う際の手続を定めるものであり、特段の負担は生じない。

<代替案>

反社会的勢力などの不適切な事業者が P F I 事業を運営できる可能性があり、P F I 事業が適切に実施されないおそれが生じる。その結果、行政に更なる負担が生じる事態が起こりうる。

【その他社会的費用】

<本対策案>

運営権等に係る手続が明確であり、社会的費用は最小化すると見込まれる。

<代替案>

運営権等に係る手続が不明確となり、運営権制度が活用されない結果、P F I 事業による公共施設等の整備が進まないおそれがある。

② 便益

<本対策案>

公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、公共施設等運営権等に係る手続が明確となり、P F I 事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営を可能となること等が達成される。また、不適切な者による P F I 事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。

<代替案>

公共施設等運営権等に係る手続が不明確になるほか、不適切な者への公共施設等運営権の移転及び不適切な者による公共施設等の運営の防止が徹底されず、公共施設等運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。

③費用と便益の関係の分析

本対策案の場合、遵守費用・行政費用を特段要せず、また、その他社会的費用についても最小化できる。また、PFI事業に関して資金調達の円滑化、自由度の高い運営が確保されるほか、不適切な者による運営が行われないという便益が得られる。

一方、代替案の場合、遵守費用は特段要しないが、行政費用としては、不適切な者がPFI事業を運営する可能性があることにより、PFI事業の運営が適切に行われず、行政の負担が大きくなるおそれがある。また、運営権等に係る手続が不明確なこと等により、運営権制度の創設等による便益が十分に得られない。

以上のように、本対策案は、代替案に比べ、より少ない費用で、より大きな便益が達成できる。

5 政策評価の結果

公共施設等運営権制度及び欠格条項の創設により、運営権等に係る手続が明確となり、資金調達の円滑化、自由度の高い運営を可能とすること等が達成される。また、不適切な者によるPFI事業の運営は行われず、最小のコストで適正な運営が行われる。これらにより、PFI事業の拡大が見込まれる。

一方、代替案とした場合、PFI事業に関して資金調達が円滑化し、自由度の高い運営となることはなく、PFI事業の拡大は見込まれない。

6 有識者の見解その他関連事項

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、以下のとおり記述。

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、PFI制度にコンセッション方式（※）を導入し、既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。

これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す。

(※) 公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。

7 レビューを行う時期又は条件

現行の、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律附則第2条において、「政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。